

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

## ■ 外国人もしくは海外所在財産が絡む相続の取り扱い

**Q** 亡くなった方(被相続人といいます)が外国人の場合、もしくは相続人が外国人の場合、相続税はかかるのでしょうか？また、海外に資産がある場合でも、日本で相続税がかかる財産として申告の対象となるのでしょうか？

### 解説

#### 1. 日本の相続税の納税義務者

相続税の納税義務は、相続人の状況で3つの区分に分け、それぞれについて課税関係が異なります。まとめると下記ようになります(法施行地とは基本的に日本国内のことです)。

##### 相続税・贈与税の納税義務者と課税範囲

被相続人 贈与者 (国籍を問わない)	相続人 受遺者 受贈者	法施行地に 住所あり	法施行地に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			5年以内のある時点で 法施行地に 住所あり	5年を超えて 法施行地に 住所なし	
法施行地に住所あり		居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者	全世界財産に課税	制限納税義務者
法施行地に住所なし	5年以内のある時点で 法施行地に住所あり			5年を超えて法施行地に住所なし	

#### 2. 被相続人が外国籍である場合の相続税法の適用

日本に居住していた被相続人が外国人(日本国籍を有していない者)である場合、**その亡くなった外国人の本国法によるのが原則**です。したがって、法定相続人の範囲や順位、相続分の遺産の承継方法など、すべてその国の相続関係法に従って処理します。

### 要するに...

**基本的に亡くなった方が日本人の場合**、上の図の通り、その相続人が日本に住んでいるかいないか、また相続人が日本人か外国人かを問わず、一定の場合(制限納税義務者である場合)を除き、**日本と外国にある財産両方に相続税が課税されます**。ただし、こういった国際相続は取扱いが複雑なケースが多いので、専門家と相談しながら進めることをお勧めいたします。